◇ 議会を傍聴される方へ ◇

南丹市議会傍聴規則により、下記のとおり定められております。
傍聴席では静粛を旨とし、下記の事項を守って下さい。

◆議場における言論に対し、拍手等により公然と可否を表明してはなりません。
◆大きな声や音を発する等、騒ぎ立ててはなりません。
◆はち巻、腕章の類をする等、示威的行為をしてはなりません。
◆帽子、コート、マフラー等を着用し、または傘の類を携帯してはなりません。ただし、病気その他の理由がある場合は、この限りではありません。
◆飲食（水分補給は除く。）又は喫煙をしないこと。
◆みだりに席を離れてはいけません。
◆携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、ＰＣ等を持ち込む場合、その使用可能範囲は、情報検索のみとし、外部への発信、及びＳＮＳ等への投稿をしてはなりません。また、使用に伴う操作音等を発生させてはなりません。
◆議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしてはなりません。
◆写真、動画の撮影又は録音をしてはなりません。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りではありません。

◇ 議場・傍聴席 ◇

［議場］

［傍聴席］